

ものづくりサポートセンターよりのお知らせ

平成18年4月より大阪府中小企業信用保証協会を通じ
事業資金を金融機関より借入予定の方に朗報

- 無担保融資の第三者保証人要件を原則撤廃
- 保証料は経営状況を踏まえ9段階に
＜平成18年度 大阪府中小企業向け融資制度＞

平成18年度から制度融資の無担保融資は、第三者保証人を原則撤廃します。
また、一部の例外を除き、府制度融資はリスクを考慮した9段階の保証料体系に移行します。

(1) 第三者保証人要件の撤廃

府では、保証人に過度に依存しない制度融資とするため保証人要件の緩和を進めてきました。平成18年度からは、全ての無担保融資について、原則として第三者保証人要件を撤廃します。

(2) 保証料率の弾力化

制度融資の保証料率は、平成18年度から信用保証料体系の見直しにより、個々の中小企業の経営状況に応じ、9段階（年0.5%から2.2%の範囲）の料率体系となります。保証料率は、決算書をもとに中小企業信用リスク情報データベース（CRD）によるリスク評価を行い、決定されます。

なお、一部の制度融資メニューや貸借対照表のない個人事業者などについては、弾力化の対象外となり一律の保証料率が適用されるものがあります。

制度融資とは

府内の中小企業の経営の安定と一層の発展を支援するため、府の定める有利な条件で利用できるよう、信用保証協会の保証付きの融資として、大阪府・信用保証協会・金融機関が協力して実施しているものです。

CRDとは

経済産業省（中小企業庁）の提唱により、中小企業の金融円滑化を支援することを目的に創設された中小企業信用リスク情報データベース（CRD：Credit Risk Database）。約200万先の中小企業の財務データが蓄積されている日本最大のデータベースです。

約200万先の中小企業の財務データが蓄積されている日本最大のデータベースです。

詳しくは<http://www.pref.osaka.jp/kinyu/chusyou.html>を参照下さい。